

## 別紙

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

### 4. 料金の額及びその徴収期間中

「別紙3を別添のとおり改め、別添記載事項については、会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。ただし、記〔3〕六.(2)の表中、「一般国道165号(南阪奈道路)」に掲げる事項は平成30年4月1日から、「一般国道163号(第二阪奈道路)」に掲げる事項は平成31年4月1日から実施する。」

を

「別紙3」

に改める。

別添

別紙 1-1 大阪府道高速大和川線（大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで）に関する工事の内容中（5）工事の着手及び完成の予定年月日を次のように改める。

（5）工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府堺市北区常磐町一丁まで

平成 11 年 10 月 15 日

ロ 大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府堺市北区常磐町二丁まで

平成 29 年 10 月 1 日

ハ 大阪府堺市北区常磐町二丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで

平成 30 年 4 月 1 日

・なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

② 工事の完成予定年月日

平成 29 年 1 月 28 日（三宝ジャンクション～鉄砲 供用開始）

令和 2 年 3 月 29 日（鉄砲～三宅西 供用開始）

令和 5 年 3 月 31 日（残事業完成）

別紙 1-8 阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する工事の内容中（4）工事の着手及び完成の予定年月日を次のように改める。

（4）工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成年月日 令和 2 年 3 月 30 日

別紙 1-9 阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する工事の内容中（4）工事の着手及び完成の予定年月日を次のように改める。

（4）工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成年月日 令和 2 年 3 月 30 日

別紙 1-12 大阪府道高速大阪松原線（喜連瓜破付近）に関する特定更新等工事（改築）の内容中（5）工事の着手及び完成の予定年月日を次のように改める。

（5）工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日



ら事業引継を受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和14年 3月31日

別紙2を次のように改める。

年度	新たに資産形成に係る部分										新たに資産形成に係る部分									
	支出					収入					支出					収入				
	収支差					無利子借入金等					更新費等					債務残高(期首)				
	料金収入	計画管理費	実付料支払い	追加事業を除く	追加事業	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	災害復旧費	債務残高(期首)	有利子借入金	特定取替等工事に係る債務	機械への引き渡し債務	社会資本借入金	無利子借入金				
2005年度	189,740	41,524	147,723	147,723	0	16,091	15,572	31,483	4,152	0	61,469	3,743	0	0	3,743	0				
2006年度	189,834	40,347	146,986	146,986	0	16,616	20,158	27,442	3,997	0	89,389	2,992	0	0	2,992	0				
2007年度	180,676	39,988	137,970	137,970	0	26,470	18,418	34,574	7,051	0	123,171	6,361	0	0	6,361	0				
2008年度	163,300	41,682	119,397	119,397	0	29,849	15,105	35,679	8,029	0	161,698	7,343	0	0	7,343	0				
2009年度	165,408	42,496	121,332	121,332	0	27,392	16,916	37,416	10,293	0	199,309	48,760	0	0	48,760	0				
2010年度	169,546	41,166	127,152	127,152	0	29,604	18,536	48,724	8,823	0	172,886	39,827	0	0	39,827	0				
2011年度	175,483	40,634	132,318	132,318	0	29,881	20,500	84,672	7,900	0	162,831	53,386	0	0	53,386	0				
2012年度	177,934	41,403	135,875	135,875	0	33,401	14,214	50,877	14,048	0	208,946	88,178	0	0	88,178	0				
2013年度	179,921	40,479	139,934	139,934	0	33,401	13,842	21,706	16,331	0	106,868	27,820	0	0	27,820	0				
2014年度	181,526	43,386	137,374	137,374	0	57,859	10,988	21,706	35,882	0	124,661	67,942	0	0	67,942	0				
2015年度	182,255	44,898	137,736	137,736	0	48,851	3,876	24,173	13,499	0	119,217	47,869	0	0	47,869	0				
2016年度	195,919	45,915	149,946	149,946	6,404	34,423	3,510	7,941	17,355	0	99,576	21,888	0	0	21,888	0				
2017年度	197,354	46,177	153,444	153,444	7,566	72,507	3,078	18,307	18,738	0	115,621	34,507	0	0	34,507	0				
2018年度	194,167	45,273	149,913	149,913	2,886	85,000	2,886	46,279	23,535	0	156,699	16,873	0	0	16,873	0				
2019年度	176,194	46,153	132,085	132,085	6,231	75,000	6,231	9,420	22,521	0	115,621	34,507	0	0	34,507	0				
2020年度	185,559	51,261	136,139	129,395	5,373	5,373	462	11,133	33,169	15,020	99,147	42,266	0	0	42,266	0				
2021年度	195,792	51,134	144,659	137,543	7,116	218,532	228	39,310	58,087	5,502	62,553	214,272	113,919	0	100,353	0				
2022年度	200,346	50,803	149,543	142,264	7,281	103,180	42	20,538	33,015	0	66,118	71,732	38,717	0	33,015	0				
2023年度	204,529	47,367	157,162	149,729	7,433	90,922	42	15,234	26,985	48,766	97,608	83,913	56,948	0	26,985	0				
2024年度	208,532	47,276	161,256	153,677	7,579	68,863	1,086	18,419	20,481	27,749	104,659	38,869	18,388	0	20,481	0				
2025年度	208,576	48,337	160,238	152,658	7,580	94,034	1,836	39,656	19,366	36,848	132,440	77,664	52,144	0	25,520	0				
2026年度	211,108	48,471	162,637	154,964	7,672	104,561	0	46,660	18,231	39,670	147,412	48,975	30,745	0	18,230	0				
2027年度	209,932	47,588	162,344	156,942	7,702	121,053	0	57,085	17,578	46,390	202,998	81,899	64,321	0	17,578	0				
2028年度	213,336	47,254	166,081	158,328	7,753	116,001	0	61,004	16,428	38,569	242,152	67,220	50,792	0	16,428	0				
2029年度	214,216	46,852	167,364	159,579	7,785	94,517	0	78,046	16,471	0	290,933	16,471	0	0	16,471	0				
2030年度	214,805	46,014	168,791	160,984	7,807	166,768	0	150,233	16,529	0	368,979	535,747	0	0	519,218	16,529				
2031年度	233,469	49,183	184,286	171,790	12,496	16,895	0	16,895	0	0	16,895	0	0	0	16,895	0				
2032年度	236,364	49,002	187,363	172,700	12,700	17,637	0	17,637	0	0	17,637	0	0	0	17,637	0				
2033年度	239,288	49,236	190,052	177,176	12,876	18,086	0	18,086	0	0	18,086	0	0	0	18,086	0				
2034年度	239,067	49,193	189,874	177,021	12,853	18,692	0	18,692	0	0	18,692	0	0	0	18,692	0				
2035年度	237,563	48,815	188,748	175,988	12,760	18,763	0	18,763	0	0	18,763	0	0	0	18,763	0				
2036年度	236,715	48,803	187,913	175,210	12,703	19,727	0	19,727	0	0	19,727	0	0	0	19,727	0				
2037年度	235,867	48,476	187,391	174,716	12,674	19,754	0	19,754	0	0	19,754	0	0	0	19,754	0				
2038年度	235,665	48,389	187,276	174,604	12,672	19,939	0	19,939	0	0	19,939	0	0	0	19,939	0				
2039年度	234,200	48,348	185,852	173,275	12,577	19,961	0	19,961	0	0	19,961	0	0	0	19,961	0				
2040年度	232,504	48,675	183,829	171,391	12,438	19,930	0	19,930	0	0	19,930	0	0	0	19,930	0				
2041年度	230,837	48,500	182,337	170,001	12,336	19,930	0	19,930	0	0	19,930	0	0	0	19,930	0				
2042年度	229,830	48,683	181,147	168,890	12,257	20,192	0	20,192	0	0	20,192	0	0	0	20,192	0				
2043年度	227,562	48,516	179,046	166,931	12,116	20,466	0	20,466	0	0	20,466	0	0	0	20,466	0				
2044年度	225,925	48,192	177,733	165,680	12,053	20,467	0	20,467	0	0	20,467	0	0	0	20,467	0				
2045年度	224,316	47,753	176,564	164,457	11,927	20,650	0	20,650	0	0	20,650	0	0	0	20,650	0				
2046年度	223,320	47,589	175,731	163,454	11,827	20,867	0	20,867	0	0	20,867	0	0	0	20,867	0				
2047年度	221,100	47,112	173,988	162,400	11,588	20,866	0	20,866	0	0	20,866	0	0	0	20,866	0				
2048年度	219,521	47,692	171,829	161,375	11,454	20,863	0	20,863	0	0	20,863	0	0	0	20,863	0				
2049年度	217,942	47,750	170,192	160,372	11,820	20,863	0	20,863	0	0	20,863	0	0	0	20,863	0				
2050年度	216,987	47,850	169,137	160,446	11,691	20,887	0	20,887	0	0	20,887	0	0	0	20,887	0				
2051年度	214,842	47,977	166,865	158,766	11,099	21,632	0	21,632	0	0	21,632	0	0	0	21,632	0				
2052年度	213,292	48,141	165,151	158,088	11,063	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2053年度	211,772	48,122	163,650	157,011	10,639	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2054年度	210,829	47,972	162,907	156,333	10,574	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2055年度	208,760	47,963	160,796	154,201	12,595	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2056年度	207,239	47,962	159,277	152,717	11,560	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2057年度	205,771	47,808	157,963	151,969	11,994	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2058年度	204,286	47,625	156,661	150,660	11,000	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2059年度	203,381	47,184	156,197	150,197	11,000	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2060年度	201,391	47,163	154,228	148,228	11,000	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2061年度	199,358	47,163	152,195	146,228	11,000	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
2062年度	197,358	47,163	150,195	144,228	11,000	21,748	0	21,748	0	0	21,748	0	0	0	21,748	0				
計	11,760,960	2,662,749	9,091,510	8,382,074	709,438	2,458,623	181,929	1,059,195	1,111,399	478,121	6,324	2,510,853	478,122	546,049	1,486,681	0	191,171			

(注1) 新たに資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。  
(注2) 追加事業とは、深川(深川線)延伸及び八咫浜(深川線)延伸工事等である。  
(注3) 平成18年度から令和4年度までは実績値を、令和5年度は実績値と計画値を記載している。  
(注4) 欄数の関係上、計が合わないことがある。

別紙 3 の一部を次のように改める。

〔6〕中「これを1回の通行とみなす。」の次に「(ただし、乗継券の提出による乗継は、会社が別に定める出入口等を ETC 専用施設のみが設置された出入口等に変更するときまでとする。)」を加え、〔6〕を〔7〕とする。

〔1〕二.(1)(注)A中「なお、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。」を削り、同二.(1)(注)Ad中「記〔6〕」を「記〔7〕」に改め、同二.(1)(注)B中「以外の自動車。」を「及びETC車以外の自動車であって、ETC専用施設〔道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に入し通行する自動車以外の自動車をいう。」に、「記〔6〕」を「記〔7〕」に改め、同二.(3)を次のように改める。

### (3) 料金調整

#### ① 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をC、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B及びCの走行により迂回走行した自動車が、Cにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にDまで走行した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

#### イ ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算して、記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

#### ロ 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

#### ② 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

阪神高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる阪神高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整

額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

〔5〕中「平成74年9月18日」を「令和44年9月18日」に改め、〔5〕を〔6〕とする。

〔4〕二. 中「記〔2〕二、三（2）及び四」を「記〔2〕一並びに〔3〕二、三（2）及び四」に改め、同三. 中「記〔3〕一、四、六、七、八、九及び十」を「記〔4〕一、四、六、七、八、九及び十」に改め、〔4〕を〔5〕とする。

〔3〕中「記〔1〕及び〔2〕一」を「記〔1〕及び〔3〕一」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「記〔2〕三（1）」を「記〔3〕三（1）」に、「平成44年3月31日」を「令和14年3月31日」に改め、〔3〕一.（2）中「①」を削り、同四. 中「記〔6〕」を「記〔7〕」に改め、同五.（2）①イ中「〔平成18年3月31日付け阪高計画第85号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関する事業」のうち本文「1. 高速道路の路線名」中①及び②の路線（以下「京都圏」という。）における月間利用額と合算して計算する。〕」を削り、同五.（2）①ロ表3中「大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原JCTまでの区間」の上に「路線名」を加え、「大阪府道高速大阪湾岸線」を「大阪府道高速湾岸線」に改め、同五.（2）②イ中「（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）」及び「ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。」を削り、「5%」を「10%」に改め、同八.（2）中「記〔2〕二」を「記〔3〕二」に改め、同十一. 中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払いに支障のない範囲」を「貸付料の支払いに支障のない範囲内」に改め、〔3〕を〔4〕とする。

〔2〕一. 中「阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）」を「会社」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。」を削り、同二. 中「記〔1〕及び〔2〕一」を「記〔1〕及び〔3〕一」に、「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成34年4月1日」を「令和4年4月1日」に改め、同三.（1）中「記〔1〕並びに〔2〕一及び二」を「記〔1〕、〔2〕並びに〔3〕一及び二」に改め、同三.（2）中「記〔1〕二（1）」の次に「又は記〔2〕一」を加え、「記〔1〕及び〔2〕一」を「記〔1〕、〔2〕及び〔3〕一」に、「記〔3〕一」を「記〔4〕一」に改め、同四. 中「記〔1〕」の次に「及び〔2〕」を加え、〔2〕を〔3〕とし〔3〕の前に次を加える。

〔〔2〕 ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入し通行する場合における料金の額

一. 1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、別添2に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を利用距離とし、記〔1〕二（2）の計算式により算出した額とする。

ただし、別添3に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離を利用距離とする。

なお、適用した料金の額が下表に掲げる額に満たない場合は、平成29年6月1日以降阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から令和4年3月31日までには下表1の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和4年4月1日以降は下表2の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表1

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	285.8215
大型車	359.4444
特大車	421.6430

表2

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

また、適用した料金の額が下表に掲げる額を超える場合は、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和4年3月31日までには下表3の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和4年4月1日以降は下表4の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表3

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	993.0912



普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表 4

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

(注)

別添 2 又は別添 3 に掲げる出入口等を E T C 専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

## 二. 特例措置

- (1) 記〔4〕二の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、会社が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額に対して、記〔4〕二に定める割引を適用した額を料金の額とする。
- (2) 記〔4〕十の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、会社が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額が記〔4〕十の表 2 に掲げる割引後の額を超える場合は、記〔4〕十の表 2 に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用する。」

別添 2 中「・「ー」…距離を算出できない、又は通常通行されない経路」の次に「・ E T C 専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。」を加える。

別添 3 中

「

出入口等間	利用距離 (km)
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口（中野方向から進行して流出する出口等に限る。）	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1

大正西出口	1.5
泉大津入口（岸和田北方向へ進行する入口に限る。）（ただし、当該入口における料金徴収開始のときまで適用する。）	16.9
前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）	4.8
箕谷出口（二宮方向から進行して流出する出口に限る。）	8.5

」を

「・E T C専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。

出入口等間	利用距離 (km)
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪JCT出口（中野方向から進行して流出する出口等に限る。）	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1
大正西出口	1.5
前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）	4.8
箕谷出口（二宮方向から進行して流出する出口に限る。）	8.5

」に改める。